

# 明石市債権徴収計画 (達成状況) 平成 29 年度

## 1 はじめに

このたび、平成 29 年度の決算がまとまりましたので「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年度の徴収計画の達成状況を公表します。

## 2 平成 29 年度 具体的な取り組み

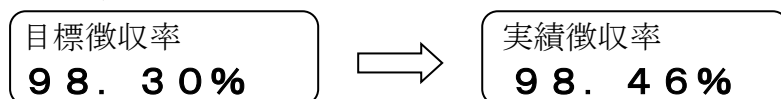
- ① 徴収率向上の基本として、現年度分の期限内完全収納、滞納となった場合の迅速な督促、催告を徹底し、次年度へ滞納繰越しをさせないように取り組みます。
- ② 任期付弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて支払督促の申立てや相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的手続きを積極的にを行い、滞納債権を回収します。
- ③ 相続人の不存在やその後の徹底した調査などにより、債権の回収が不可能、かつ今後の債権管理が非合理的となった事案については、債権放棄を行い適切な債権管理を図ります。

## 検証

- ① 引き続き市税、国民健康保険料などにおいて迅速な督促、催告を実施しています。固定資産税の現年度課税分に対する集中的に債権差押を実施し、督促状にコンビニ収納対応の納付書を追加するなど、次年度への滞納繰越しの抑制を図っています。このような方策を他債権でも可能な限り実施していくことで市債権の適正な管理に努めます。
- ② 市営住宅使用料における明渡し訴訟や各債権における早期の督促、催告の実施などによる回収に努めているところです。一方で、自治体が強制的に滞納者の財産を調査し、差押え、回収できる自力執行権が無い債権については、滞納者の資力について把握しづらいため、回収困難な事案が多い状況です。また、自力執行権のある債権についても、さらに効果的な滞納処分之余地があります。これらについては、引き続き債権毎に効果的な取り組みを検討し、適正な管理、措置に努めます。
- ③ 条例で定めた債権放棄の要件に基づき、各債権において適切に債権放棄を実施しました。

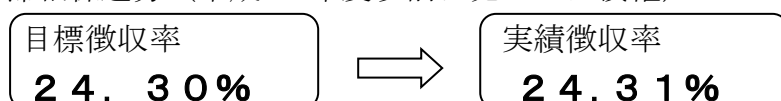
## 3 平成 29 年度 徴収率 (企業会計分を除く)

- ① 現年度分 (平成 29 年度に発生した債権)



**検証** 平成 29 年度の徴収率は 98.46% となり、目標を達成しました。前年度比でも 0.21 ポイント上昇しています。徴収未済の繰越額は約 8 億 8,300 万円で、前年度比で約 1 億 2,700 万円縮減しています。

- ② 滞納繰越分 (平成 28 年度以前に発生した債権)



**検証** 平成 29 年度の徴収率は 24.31% となり、目標を達成しました。また前年度比では 0.87 ポイント下降しています。滞納繰越額は約 24 億 8,400 万円で、前年度比で約 2 億 5,400 万円縮減しています。

【参 考】徴収率の推移

年 度	25	26	27	28	29
現年度収納率(%)	97.74	97.84	97.97	98.25	98.46
滞納繰越収納率(%)	23.21	22.81	24.18	25.18	24.31
全 体 収 納 率(%)	91.93	92.06	92.62	93.44	93.96